

## 越路線 乗合タクシー実証運行計画について

資料 3

### 1. 目的

路線バス越路線は、利用者数に対してバス車両では過大となっているため廃止する。  
既存路線の一部 越路～大路橋間は、雲山日交、市立病院まで乗合タクシーの路線延長  
し実証運行を行い、利便性の維持と向上を図り持続可能な事業とする。

### 2. 乗合タクシーの発着地及びルート

発着地 越路、市立病院

ルート 越路～大路橋（現行バス路線）～雲山日交～市立病院（延長区間）

### 3. 乗合タクシーの運行便数及び時間

現行の越路線の運行便数（平日 12 便運行・土日祝 9 便）を確保する。

出来る限り、現行のダイヤを基本に運行するが乗継（大覚寺・南大橋線）を考慮したダイヤに変更する。

### 4. 乗合タクシー料金

200円までは現行のバス料金で、200円を超える区間は200円を上限とする。

延長区間についても現行の金額（越路～大路橋）を上限とする。

定期等の利用はできない。

### 5. タクシー会社

日本交通（株）

### 6. 実証運行時期

概ね3ヶ月間（H21.10.1～H21.12.31）を実証運行期間とし、利用調査結果・市民の意見等を取り入れて適宜改善を行う。

H22.1.1以降の運行形態については、利用者の意見・運行実績等を勘案して鳥取市生活交通会議で協議を行い決定する。

### 7. 今後のスケジュール

21/7	8	9	10	11	12	1	2	3
生活交通会議	住民説明会の開催	生活交通会議	住民への広報実施	運行開始	意見交換会の実施	生活交通会議		

## 越路線の乗合タクシー実証運行

越路線の廃止区間

大覚寺・南大橋線  
(現行の路線バス)

越路線の乗合タクシー実証運行

### 【運行区間】

- 越路～大路橋～雲山日光・市立病院

(大路橋～雲山日交～市立病院を追加)

### 【鳥取駅方面への利用】

- 雲山日交（又は市立病院）で、バス路線「大覚寺・南大橋線」に乗り換える

越路線「乗合タクシー」の実証運行ダイヤ

【上り】越路→鳥取駅前		1		2		3		4		5		6	
乗合タクシー	現行 路線バス	乗合タクシー 【実証運行】		現行 路線バス		乗合タクシー 【実証運行】		現行 路線バス		乗合タクシー 【実証運行】		現行 路線バス	
		7:20 → ↓	7:16 (< -4分)	9:50 → ↓	9:59 (< +9分)	11:05 → ↓	11:24 (< +9分)	13:15 → ↓	13:24 (< +9分)	17:25 → ↓	17:44 (< +19分)	18:10 → ↓	18:24 (< +4分)
越路	7:27 → ↓	7:23	9:57 → ↓	10:06	11:12 → ↓	11:31	13:22 → ↓	13:31	17:32 → ↓	17:51	18:17 → ↓	18:31	
大路橋	7:27 → ↓	7:27 ●	10:10 → ↓	11:35 ●	13:35 → ↓	13:35	17:55 → ↓	17:55	18:35 → ↓	18:35	18:35 → ↓	18:35	
雲山日交(着)	7:30 → ↓	7:30	10:13 → ↓	11:38	13:38 → ↓	13:38	17:58 → ↓	17:58	18:38 → ↓	18:38	18:38 → ↓	18:38	
(乗り継ぎ)		(乗り継ぎ)		(乗り継ぎ)		(乗り継ぎ)		(乗り継ぎ)		(乗り継ぎ)		(乗り継ぎ)	
雲山日交(発)	7:32 → ↓	7:32 ← ↓	10:15 → ↓	11:40 ← ↓	13:40 → ↓	13:40 ← ↓	13:40 → ↓	13:40 ← ↓	18:00 ← ↓	18:00 → ↓	18:40 ← ↓	18:40 → ↓	
鳥取駅前(着)	7:47 → ↓	7:41	10:17 → ↓	10:24	11:32 → ↓	11:49	13:42 → ↓	13:49	17:52 → ↓	18:09	18:37 → ↓	18:49	

## 越路線「乗合タクシー」の運賃表

【上り】越路→大路橋→雲山日交→市立病院

乗車券番号 乗車地 下車地	無券 越路	② 久末上	③ 久末	④ 舟木入口 米里小学校前 長砂	⑤ 中大路 東大路 大路橋	⑥ 雲山日交 市立病院
久末上～長砂	160	160	160	160		
中大路・東大路	190	160	160	160		
大路橋	200	190	160	160	160	
雲山日交～市立病院	200	190	160	160	160	160

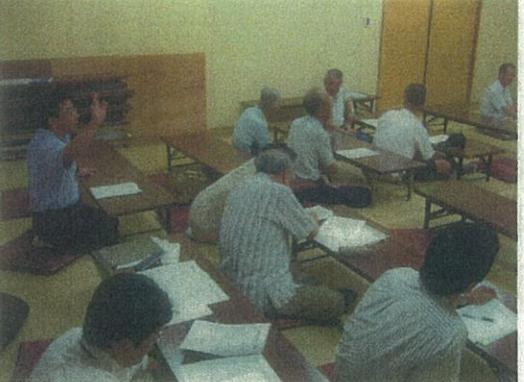
【下り】市立病院→雲山日交→大路橋→越路

乗車券番号 乗車地 下車地	④ 市立病院 雲山日交	⑤ 大路橋	⑥ 東大路 中大路	⑦ 長砂 米里小学校前 舟木入口 久末 久末上
市立病院～雲山日交	160			
大路橋～中大路	160	160	160	
長砂～舟木入口	160	160	160	160
久末	160	160	160	160
久末上	190	190	160	160
越路	200	200	190	160

☆小人は半額但し、5円は10円単位に切り上げ

## 『越路線 乗合タクシーの実証運行』に対する地元説明会の結果

### 1. 地元説明会の実施概要

	内 容 等
実施方法	○ 出席者に「越路線 乗合タクシーの実証運行」の概要を説明の上、これに対する質問や意見等をお聞きした。
実施対象	○ 沿線地区の住民の方々の意見を聞き取ることを目的とし、住民対象として実施した。(住民対象に回覧文書を送付。) ○ 米里地区
出席者数	・ 16名 町内会長 (7名) 住民及び利用者 (9名)
実施日時	・ 平成21年8月20日 (木) ・ 20:00~21:00
実施場所	・ 米里地区公民館
状況写真	 

## 2.『越路線 乗合タクシーの実証運行』に対する意見と市の考え方

### 2-1.「米里・越路地区」の住民代表等の意見とその対応

#### 1) 計画内容についての意見

意見の概要	意見に対する事務局の考え方	対応方針
<p>(乗継箇所についての意見確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[鳥取市] 運行プランでは、市立病院と雲山日交の2箇所で既存バス路線と接続させていますが、どちらのバス停で乗継ができるのが良いですか?</li> </ul> <p>⇒ [住民意見] 是非、両方で乗継できるようにしておいてほしい。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市立病院、雲山日交の両方で接続させます。</li> </ul>
<p>◆くる梨との乗継はできないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>くる梨と乗継ができれば、利用者も増えるのではないか。</li> </ul>	<p>⇒くる梨は赤字路線であり、また周回時間もこれ以上長くすることはできません。また、乗合タクシーも鳥取駅付近まで経路を広げることが困難であるため、くる梨との乗継は難しいということをご理解ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応は難しいと判断します。</li> </ul>
<p>◆乗合タクシーの定員を超えた場合はどうするのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員が5人とのことだが、それ以上の乗客がいた場合はどうするのか。</li> <li>老人クラブ等の行事もあり、その際は多くの人が利用したい。</li> </ul>	<p>⇒定員を超えた場合は、すぐに無線で追加のタクシーを呼んでもらいます。時間ロスで乗継便に乗り遅れた場合は、タクシーで乗継便目的地までお連れします。また、自治会長さんに少しお話したが、行事の場合は、複数台数のタクシーとジャンボタクシーで20名くらいの輸送は可能です。その場合はお手数ですが、バス会社までご連絡いただき、タクシーの手配をお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記。</li> </ul>
<p>◆今回の実証実験で利用者が少なかった場合は、乗合タクシーも廃止されるのか</p>	<p>⇒運行開始からしばらく後、ある程度利用状況が把握できた時に利用者がほとんどいない便については、廃止もありうると思います。また、利用状況によってはデマンド方式（予約制）等も考えていく必要もあると考えています。</p> <p>今後、状況を見ながら住民の皆様方と一緒に考えていくべきだと思っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合タクシーの実証運行を実施し、その状況を見ながら対応を検討します。</li> </ul>
<p>◆回数券を持っている人はどうしたらよいのか</p>	<p>⇒10月以降は利用できないので、お手数ですがバス会社で払い戻しをお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記。</li> </ul>

<p>◆鳥取駅まで行く場合、乗合タクシーだと現行と比べて料金が高くなるが、現行と同じ料金設定はできないのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃が高くなるのであれば、利用者は減るのではないか。</li> </ul>	<p>⇒少しでも料金を下げるため、乗合タクシー一区間は現行より上限を下げる200円に設定しております。実証実験の状況を見ながら、場合によっては乗継割引の導入も検討したいと考えております。</p>	<p>・乗継割引について検討します。</p>
<p>◆児童クラブ等の子供の送迎に利用できるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は親が車で送り迎えしているので、乗合タクシーが利用できれば便利だと思う。</li> </ul>	<p>⇒需要が多ければ、送迎に利用できるようなダイヤも検討する必要があると思います。</p>	<p>・左記。</p>

## 2) 計画実施に関する意見

問題の概要	問題に対する事業者の考え方	今後の方針
<p>◆越路線の走行ルートを変更することで存続させることはできないのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わざわざ県庁に回らず、市民病院経由で運行すれば利用者も増えるのではないか。</li> <li>・越路線とくる梨の走行ルートが一部重複しており、それも利用者が少ない一因ではないのか。</li> </ul>	<p>⇒くる梨と重複している区間は市街地のみなので、それ以外の箇所の乗客が流れているということはないと思います。また、越路～雲山での乗客が少ないと事実であります。バス事業者にも皆様の意見をお伝えしますが、経営の問題もあり、越路線の存続は現時点では難しいと思います。ただ、今回の実証運行の結果次第では、再度検討の余地はあると思っております。</p>	<p>・現時点での対応は難しいと判断しますが、実験結果を見て再度検討します。</p>

## 2-2. 米里自治会長の意見とその対応

意見の概要	意見に対する事務局の考え方	対応方針
<p>◆<u>老人クラブ等の行事の際は、どうすればよいか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、納涼祭や公民館集合の際には、通常のバスを利用したり、また貸切バスのチャーターをしたりしている。</li> </ul>	<p>⇒これまでの利用実績から判断して、通常は乗合タクシーで対応可能と考えられる。</p> <p>⇒行事等で多数の利用が見込まれるときは、事前にタクシー会社に電話連絡していただき予備車も含めた対応をしたい。また、対応が困難な場合はこれまで通りの貸切バスのチャーター等をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合タクシーの実証運行を実施し、その状況を見ながら対応を検討します。</li> </ul>
<p>◆<u>地域では交通の利便性確保の要望が高い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくりアンケートでは、交通の利便性確保の声が多くあった。</li> </ul>	<p>⇒乗合タクシーの導入と併せて、ダイヤ変更、デマンド化（予約制）と併せた増便、運賃割引、運行ルート等の利便性向上策を検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上。</li> </ul>
<p>◆<u>NPOでの運行の思いもある</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に「暮らしのお手伝い」というNPOを設立している。</li> </ul>	<p>⇒将来的にNPOによる過疎地有償運送を実現できるよう全面的に支援を行う予定です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証運行の結果（利用状況、課題・改善点等）を見定めた上で、地域とともにNPOによる運行を検討します。</li> </ul>

## 越路線 乗合タクシー運行計画について（道路運送法関係）

### 1. 一般乗合旅客自動車運送事業の変更届出について

#### ① 運行系統の新設に係る運行計画の変更届出

[道路運送法第15条の3]

⇒ 中国運輸局長へ届け出（実施予定日の30日前まで）

[道路運送法施行規則第15条の13]

(説明)

- ・平成21年10月1日から実施するため。

### 2. 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について

(中国運輸局長 公示)

#### ①乗車定員について

生活交通会議の協議結果に基づく場合

乗車定員11人以上 ⇒ 乗車定員11人未満とすることができる。

(説明)

- ・現在の利用客数が最大3人であり、バス車両では過大となるため。

#### ②最低車両数について

生活交通会議の協議結果に基づく場合

1営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。 ⇒ この限りでない。

(説明)

- ・1路線の運行のため、多くの車両を必要としないため。

### 3. 運賃及び料金について

道路運送法第9条第4項の合意

運賃等について生活交通会議で合意しているとき

中国運輸局長の認可 ⇒ 中国運輸局長へ届け出

（実施予定日の30日前まで）

[道路運送法施行規則第9条]

(説明)

- ・越路一市立病院間は、他の路線との競合はない。
- ・身体障害者等の運賃については、路線バスと同じ取り扱い。

事業者

鳥取市雲山219番地  
日本交通㈱ 代表取締役 澤 志郎